



お知らせ
木造戸建住宅耐震改修工事費補助金
耐震改修工事を補助

町建設事業課 管理鉱書係 ☎05・3330

桂川町では、災害に強いまちづくりの実現のため、木造戸建住宅の耐震改修工事費の一部を補助する制度を実施しています。

【対象者】町税などを滞納していない住宅の所有者
【対象住宅】①②③すべてに該当)

①昭和56年5月31日以前に建築または工事着手した町内の木造戸建住宅(在来軸組構法、伝統的構法、枠組み壁工法によるもの)

②耐震診断の上部構造評点が1.0未満

③建築基準法や関係法令に違反していない

【補助金額】耐震改修工事費用の23%(上限30万円)
【受付期間】平成29年3月31日まで

※受付期間終了間際に申請した場合は、翌年度の受付になることがあります

※補助は予算の範囲内で先着順で受け付け
【注意事項】

○申請する前に耐震診断を受ける必要があります(費用は3千円程度)

○補助金の交付決定前に契約・着工しているものは対象となりません



お知らせ
児童手当の現況届
児童手当の継続受給には
現況届の提出が必要です

町住民課 住民年金係 ☎05・33301

6月1日現在、桂川町で児童手当を受給している人が、6月以降も継続して受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があります。現況届の提出がない場合、6月以降の児童手当が支給できなくなります。

詳しくは、対象世帯に5月下旬に郵送する案内をご確認ください。

【手当の支給月】

○6月(2~5月分)

○10月(6~9月分)

○2月(10~1月分)

手当の支給額 (児童一人当たりの月額)

対象		支給額
3歳未満		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※受給者の前年分(1~5月分は前々年分)の所得が所得制限限度額を超えている場合、児童の年齢に関わらず、支給額は児童1人につき月額5,000円です

※児童の数え方…18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童の中で、年長者から順に第1子、第2子、第3子と数えます



お知らせ
児童扶養手当・特別児童扶養手当
支給額が変わります
(特別)児童扶養手当の

町住民課 住民年金係 ☎05・33301

4月分(8月支給分)から、児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給月額が変わります。前年の消費者物価指数の上昇・下落に応じて、翌年度の手当額を自動的に改定するものです。

児童扶養手当

対象	3月まで	4月以降
全額支給	42,000円	42,330円
一部支給	9,910円~ 41,990円	9,990円~ 42,320円

※児童1人の場合の月額支給額
※2人の場合は、上記金額に5,000円が加算
※3人以上の場合は、上記金額に一人増えるごとに3,000円が加算

特別児童扶養手当

対象	3月まで	4月以降
1級	51,100円	51,500円
2級	34,030円	34,300円

※児童1人の場合の月額支給額